

保護者の皆さま

近江八幡市学校給食センター長

令和5年度の学校給食費について(お知らせ)

平素は、本市学校給食の運営について理解と協力を賜り厚くお礼申し上げます。
本市では、市立小学校、中学校・幼稚園における学校給食費を公会計により管理し、徴収した学校給食費によって、給食の材料費を賄っています。
学校給食費の徴収方法および、返金方法について下記のとおりとなりますのでお知らせします。
今後も衛生管理の徹底や安全な物資選定に努め、安心安全な給食を提供するよう取り組んでいきたいと存じますのでご理解賜りますようお願いいたします。

記

1 徴収額について

	1食 単価	徴収額 (月額×徴収回数＝年額)	食物アレルギー対応で 牛乳を停止する場合の徴収額
しょうがっこう 小学校	230円	4,000円×11回 ＝44,000円	3,220円×11回 ＝35,420円
ちゅうがっこう 中学校	260円	4,430円×11回 ＝48,730円	3,650円×11回 ＝40,150円

2 口座振替日・納付期限について

4月～2月の月末最終日が口座振替日・納付期限となります。(月末最終日が休日の場合は翌営業日となります。)

3 返金について

下記の条件に該当する場合は、月額徴収額を限度とし、停止した日数分を返金することができます。返金は、翌月以降の口座振替分より差引して還付します。ただし、2月・3月分については、返金分を保護者の口座に振込みます。

① 連続5日以上給食を停止した場合

- 給食停止を希望する日の3日前(土日休日を除く)までに学校に連絡した上で、「給食停止申出書」を提出してください。
- 行事や学級閉鎖等で給食の提供がなかった日は除きます。

- ・新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等 急な病欠は返金の対象となりません。
- ② 食物アレルギー等で主食の対応食を停止し、家庭から持参する場合
・主食(パン、ソフト麺、ごはん) 35円

4 日割りでの徴収について

下記の条件に該当する場合は、月額徴収額を限度とし、喫食日数分の徴収となります。給食停止・再開を希望する日の3日前(土日休日を除く)までに学校に連絡した上で、「給食(停止・開始)申出書」(転入の場合は給食申込書)を提出してください。

- ・月の途中で市外から転入あるいは市外へ転出したとき
- ・月の途中でその他の理由により、長期間給食停止・再開したとき

5 口座登録について

口座振替依頼書を提出していただいた後、口座登録が完了するまでは納付書払いとなります。保護者様への納付書を送付しますので、納付期限内に金融機関等へお支払いください。

なお、口座変更の際は、手続きが完了するまで数週間かかる場合があります。口座変更が完了するまでは、変更前の口座からの口座振替となりますので、ご承知ください。

6 納付期限までに納付がなかった場合について

残高不足等で口座振替できなかった場合、また納付書を送付し、納期限までにお支払いいただけなかった場合は、督促状を発送します。また、長期間給食費をお支払いいただけない場合、「近江八幡市債権の管理に関する条例」のとおり対応します。

なお、就学援助費支給の認定を受けられた方につきましては、未納の給食費がある場合、学期末に支給される就学援助費から充当します。

7 その他

- ・「給食(停止・再開)申出書」及び「口座振替依頼書(新規・変更)」の用紙は学校にあります。
- ・提出が必要となった際は学校にご連絡ください。
- ・給食費を学校へ現金で持っていかれても受付できません。必ず金融機関等でお支払いください。

近江八幡市学校給食センター
電話番号：37-5110